

◇消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 消防協力者等に対する休業補償を行わない場合を改めることにしました。
- 2 消防協力者等に対する介護補償の額を引き上げることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(消防局企画部人事課)